

(33) 総合評価審査委員会

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

総合評価審査委員会は、本法人が発注する工事等に関し、競争参加者の技術提案に基づき価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式、いわゆる総合評価落札方式における技術提案等に対し、中立かつ公平な審査・評価を行うことを目的とする。

イ 組織の構成及び構成員等

総合評価審査委員会は、施設安全・環境委員会委員長、事務局次長、学識経験者2人、施設課長をもって組織する。

② 運営・活動の状況

ア 委員会の開催状況

平成30年度においては委員会の開催実績はなかった。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

総合評価落札方式の実施方針に基づき、技術提案等に対し、中立かつ公平な審査・評価に留意する。